

第 2 6 期宝塚市農業委員会
令和 8 年（2 0 2 6 年）第 2 回議事録

令和 8 年（2026 年）8 月 2 4 日

宝 塚 市 農 業 委 員 会

第26期 宝塚市農業委員会 令和8年第2回議事録

1. 日 時 令和8年(2026年)8月24日(月) 14時00分～16時00分
2. 場 所 宝塚市役所4階 大会議室
3. 農業委員定数 13人
4. 出席委員
1 番南豊、2 番中西健二、3 番福田俊治、4 番南上田有美、5 番三坂友章、6 番田川千恵、7 番阪上勝弥、8 番平塚茂樹、9 番金岡保恵、10 番船岡知恵美、11 番安庭定幸、13 番阪上栄仁
5. 欠席委員
なし
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員
1 番梅脇成公、2 番福本充宏、3 番北脇勝也、5 番上田健
8. 欠席農地利用最適化推進委員
4 番和田秀彰
9. 事務局
事務局長 佐藤隆政、係長 木元富夫、事務職員 岡田優花里、岡村美佑
10. 議 題
 - 1 議案第3号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議の件
 - 2 議案第4号 非農地証明書交付の件
 - 3 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
 - 4 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の件
 - 5 議案第7号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件
 - 6 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書交付の件
 - 7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理の件

- 8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定に準じた農地の一時転用に係る終了届の件
- 9 報告第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

第26期宝塚市農業委員会令和8年第2回総会

日時：令和8年8月24日

開会 午後2時00分

○阪上会長 それでは、これより第26期宝塚市農業委員会令和8年度第2回総会を開会いたします。まず委員の出席状況を確認します。事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 本日は和田推進委員が欠席です。

○阪上会長 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する委員の過半数が出席を確認しましたので、第2回総会は成立しております。次に、宝塚市農業委員会会議規則第8条の規定により、議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、福田委員、南上田委員、梅脇推進委員をお願いいたします。それでは議案審議に移ります。まず、議案第3号を議題とします。事務局から説明をいたします。

○事務局 本格的な審議に入る前に、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について御審議をいただきます。7月9日に開催しました新任委員等事前説明会、こちらで説明させていただいたとおり、農業委員会は農地の売買、貸借、許可、農地転用に意見いただくなど重要な行政事務を担っておりまして、コンプライアンスの徹底が求められております。また、全国では、農業委員会をめぐる不祥事が発生してしまっており、こうした事態を受けて、当委員会においても改めて法令遵守を組織全体に確認するためにこの申し合わせ決議を御審議いただきたいと思います。議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件。全国農業委員会会長代表者集会（令和元年11月28日）において決議された農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを踏まえ、農業委員会の法令遵守について別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」のとおり申し合わせ、決議することについて御審議願います。令和8年（2026年）8月24日提出 宝塚市農業委員会会長 阪上勝弥。

申し合わせ決議の内容について読ませていただきます。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を担っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限及び同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等に取り組むこと。以上。令和8年（2026年）8月24日 第26期宝塚市農業委員会。以上です。御審議をお願いいたします。

○阪上会長 説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。特にないようですので、採決いたします。議案第3号の申し合わせ決議について、賛成の農業委員、推進委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○阪上会長 全員が賛成ですので、案のとおり決議することといたします。次に、議案第4号を議題とします。事務局から説明いたします。

○事務局 議案第4号非農地証明書交付の件。別紙のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願がありましたので、証明書を交付することについて、ご審議願います。

1件ございまして、願出人は(住所)の(氏名)さん。所在地は切畑字(地番)。地目が畑、地積が119㎡、所有者が(氏名)さんほか3名の共有となっております。農地でなくなった時期は昭和23年頃から既に山林状態で、証明を必要とする理由は、登記地目変更のため。その他、添付書類として、国土地理院の航空写真が添付されております。共有の所有者ですが(氏名)さんが12分の3、(氏名)さん、持分12分の3、(氏名)さん、持分12分の3、(氏名)さん、12分の3となっております。位置図は隣5ページのほうに記載しております。周りに広がっている上半分がもう山林となっております。下半分はこちらが雲雀丘のゴルフ場です。ゴルフ場の一部が所有者さんの土地の一部になっており、そのゴルフ場ができた昭和23年以前からここは農地ではなくて山林だったということです。こちらが、現地調査へ行ったときの写真でして、会長が立っておられる辺りが、あれゴルフの最初のティーショットを打つところでして、そのコースの外れが全体もう山なんですけれども、もうたどり着く道すらなくて、この中に地目畑の土地が残っているということで、今回そこを整理したいですということで非農地証明願がありました。以上になります。

○阪上会長 説明は終わりました。地区担当委員の意見をいただきたいと思いますが、和田推進委員がご欠席のため、事務局お願いします。

○事務局 現地調査の後の協議の中では、もうやむを得ないというお話で結論が出ております。切畑字長尾山と言いつつ、雲雀丘ゴルフ場の南側斜面になりまして、平井なり山本、口谷辺りの上というか、実際和田さんのほうも直接はよく御存じない案件のようではあるんですけれども、状況は今説明させていただいたとおり、問題ないかと思います。

○阪上会長 そのほか農業委員、推進委員の方で何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

○平塚委員 現状は畑になっているんですけれども、山林になるということでもいいんですか。

○事務局 登記変更後の登記地目がということでしたら、現地調査の際に、申請者の代理人の方からお話をお伺いしたときは、最終的に法務局がどう判断されるかにもよるんですけれども、恐らく山林か、ゴルフ場の一部ということになれば事業用地的な扱いで雑種地になるかどちらかというお話ではありました。

○平塚委員 今は分らず法務局の判断になるのですね。

○事務局 そうですね。

○上田推進委員 そもそもこの非農地証明されるというのは、なぜ必要になったのかちょっと疑問なんですけれども、というのはこれは売買されるために必要ということでしょうか。

○事務局 恐らくそうかと思います。売買か貸借かで、ゴルフ場の一部から外れているけど、ゴルフ場と一体でということになっておりますので、その整理に関してというところで発見された様です。

○阪上会長 上田さん、よろしいでしょうか。そのほか何か御質問ありませんでしょうか。ないようですので、採決に移りたいと思います。議案第4号について、証明することに賛成の農業委員、推進委員は挙手をお願いします

(挙手)

○阪上会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第5号を議題とします。事務局から説明いたします。

○事務局 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、許可することについて御審議願います。

申請人のうち譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。申請地が境野字(地番)、地目が田、地積が1,131㎡です。譲受人の耕作面積が8,627㎡で耕作の従事者数が4名。調査書は後ほど読み上げさせていただきます。権利の種類は所有権の移転となります。

調査書を読み上げます。譲受人が(氏名)さんで、譲渡人が(氏名)さん、作成者は事務局、岡村です。第2項第1号全部効率利用は、譲受人の方は、申請地の近隣で農業を営んでおりまして、農作業歴は50年ほどございます。保有している農機具の能力、保有している農機具がトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台と所有されておりまして、農作業に従事する状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。御自宅も近隣で、近隣地で田んぼの作付等もされておられます。また、第2項の第2号ですが、農地所有適格法人以外の法人につきましては、今回の譲受人の方は個人のため適用はございません。第2項第3号、信託につきましては、今回は信託ではございませんので適用がございません。第2項第4号、農作業に常時従事につきましては、譲受人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。今回の農業従事者が譲受人含めて世帯員4名となっておりまして、それぞれ年間150日、250日、150日、10日ということになっておりまして、常時従事の日数は十分かと思えます。第2項第5号、転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号、地域調和につきましては、申請地では販売用のお米を生産する予定と伺っております。本件によって、境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。譲受人は、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、8月10日に事務局2名、農業委員4名、推進委員2名が申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。説明は以上です。

○阪上会長 説明は終わりました。地区担当委員の意見をいただきたいと思えます。福本さん、お願いいたします。

○福本委員 この案件は分割田で、半分を既に(氏名)さんが所有されておりまして、今回も耕作されてたんで問題はないと思えます。

○阪上会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等がありますか。特にないようですので、採決いたします。議案第5号について、許可することに賛成の農業委員、推進委員は挙手願います。

(挙手)

○阪上会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。次に、議案第6号を議題とします。事務局から説明いたします。

○事務局 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の件。別紙のとおり、宝塚市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について意見を求められましたので、御審議願います。

まず、1件目、御説明をさせていただきます。届出者は(住所)、(氏名)さん、借主が(住所)、(氏名)さん。届出地が上佐曾利字(地番)ほか1筆、地目は田、地積は2筆合計で1,722㎡です。始まりは令和8年10月1日から、終わりが令和18年9月30日の10年間。利用権の種類は使用貸借権となっております。その他としまして、本件によって上佐曾利地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。申請地その他2筆ですが、字大武ケ26番、田、738㎡となっております。

続いて2件目です。(住所)、貸主が(氏名)さん、借主が同じく(氏名)さん。届出地が上佐曾利字(地番)、ほか2筆、地目は田、地積は3筆合計で3,357㎡ということで、始まりは令和8年10月1日から、終わりが令和18年9月30日の同じく10年間。使用貸借権となっております。上佐曾利地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。申請地その他3筆ですが、(地番)、田、1,102㎡、(地番)、田、652㎡となっております。

今回、別紙でお配りしております第2回総会議案の訂正と書かれている書類がお手元に御用意いただけますでしょうか。内容に一部誤りがあったので、訂正の正誤表を使って御説明をさせていただきます。3件目です。貸主が(住所)、(氏名)さん。借主は(住所)の(氏名)さん。届出地が(地番)ほか1筆、地目が田、地積は2筆合計で2,841㎡、始まりは令和8年10月1日から終わりが令和9年9月30日。期間は1年間となっております。利用権の種類が使用貸借権です。その他としまして、本件によって長谷地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。その他ですが、(地番)、田、1,232㎡となっております。

最後、4件目を説明させていただきます。貸主が(住所)、(氏名)さん。借主は(住所)、(氏名)さん。届出地が(地番)、地目は田、地積は1,496㎡、始まりが令和8年10月1日から終わりが令和13年9月30日の5年間、利用権の種類は賃借権となっております。賃借料が1万4,960円で、その他としまして、本件によって大原野東部地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。

○阪上会長 説明は終わりました。地区担当委員の意見を伺いたいと思います。まず、1件目と2件目、梅脇推進委員、お願いいたします。

○梅脇推進委員 (氏名)さん、大変熱心な方で、全く問題ないと思います。

○阪上会長 3件目、北脇推進委員。

○北脇推進委員 立ち会いさせてもらったんですけど、(氏名)さんに関しますと、以前も畑をされていて、かなり積極的に野菜作り、また田んぼのほうにも力を熱心に入れられとるんで何の問題もないかと思います。

○阪上会長 4件目、船岡会長職務代理。

○船岡委員 西谷の新規就農者として、よくやっているといます。問題はないと思います。

○阪上会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何かこのほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。特にないようですので、採決に移りたいと思います。議案第6号について、意見なしとすることに賛成の農業委員、推進委員は、挙手をお願いします。

(挙手)

○阪上会長 全員が賛成ですので、意見なしで回答することといたします。次に議案第7号を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第7号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。別紙のとおり、宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

申請人の方、(住所)の(氏名)さん。所有者の方が、(住所)、(氏名)さん。貸借権の設定を受ける都市農地ですが山本東(地番)、地目が田、地積が247㎡、うち温室が72㎡となっております。借り手の耕作面積が1,071㎡、労働力は2名、調査書は別紙のとおりということで後ほど18ページで説明させていただきます。計画始期が令和8年9月1日から終わりが令和9年8月31日の1年間となっております、賃貸借という形になっております。

それでは、調査書について説明をさせていただきます。申請人の方が(氏名)さん、所有者が(氏名)さん、作成者は事務局の岡田です。まず、耕作事業内容ですが、サボテン・多肉植物を鉢植え栽培にて温室内で育成をする。インターネット販売を中心に販売を進めていく。具体的な事業内容ですが、借り手の(氏名)さんが、植物の残渣等は農地に放置せず適切に処理する。また、除草は適時除草作業を実施する。近隣住民等の住環境への影響を考慮し、農地利用の際は早朝・夜間を避け、路上駐車・騒音には十分に気を付ける。適切な使用を心がける。地権者の(氏名)さんは、当該農地周縁部の除草や農会・水利組合との折衝、水路の管理等を行い、この農地で営む農業について年間30日程度の活動を行うと聞いております。従事状況ですが、年間従事予定日数は150日です。農地の利用状況ですが、所有地はゼロ㎡ということで、所有されていないんですが、ほかにも借りておられるところがあるので、所有地以外の土地1,071㎡となっております。作付予定の作物がサボテンと多肉植物。所有しておられる機械は特になく、農作業経験は4年、世帯員労働力は1名、圃場までの距離が10分となっております。周辺地域との関係ですが、借り受ける圃場は温室栽培が主であることから、周辺環境への農業のドリフト等の影響は少ないと考えられます。また温室内は鉢植えでの栽培であることから他の農家への耕作への影響は少ないと考えられます。説明は以上です。

○阪上会長 説明は終わりました。地区担当委員の意見をいただきたいと思います。金岡委員、お願いいたします。

○金岡委員 商品の管理もきちんとされていて特に問題はないと思います。

○阪上会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。特にないようですので、採決いたします。議案第7号について、認定することに賛成の農業委員、推進委員は挙手願います。

(挙手)

○阪上会長 全員が賛成ですので、認定することといたします。次に、議案第8号を議題とします。事務局から説明いたします。

○事務局 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書交付の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願がありましたので、証明書の交付について、御審議願います。今回の案件を御説明いたします。

全部で1件ございまして、相続人が(住所)、(氏名)さん。被相続人が(住所)、(氏名)さん。被相続人の所有(耕作)面積が1,122㎡で、納税猶予地が1筆、こちら面積同じく自作地で1,122㎡でした。相続開始年月日がありますが、被相続人が亡くなられた日と同じになりまして、こちらが令和8年3月17日となっております。こちらの農地は現在田として利用をされております。

○阪上会長 説明は終わりました。地区担当委員の意見をいただきたいと思います。今里委員、お願いいたします。

○今里委員 この農地も管理されると思いますので、問題ないと。

○阪上会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

○上田推進委員 確認で教えてほしいんですけども、相続開始年月日から今回の議案として上がるまでの期間がありますけれども、これは特にその期間の定めみたいなものはないんですか。

○事務局 農業委員会というよりも税務署の手続締切がありますので、一番長くても10か月以内には証明書の発行が求められるような手続のスケジュールで出てくるかと思います。

○阪上会長 ほかに何かございせんでしょうか。ないようですので、採決に移りたいと思います。議案第8号について、証明することに賛成の農業委員、推進委員は挙手願います。

(挙手)

○阪上会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて報告事項に移ります。報告第1号について報告します。事務局からお願いいたします。

○事務局 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決により届出を受理したものについて報告します。令和8年(2026年)8月24日提出 宝塚市農業委員会会長 阪上勝弥。

今回2件ございまして、1件目の届出者が(住所)、(氏名)さんです。届出地が安倉中(地番)ほか3筆で地目が畑、地積が438.1㎡がこちら4筆合計となっております。転用目的は住宅用地とするため、造成期間が令和8年9月1日から30日間、建物の建設期間が令和8年9月30日から150日間と伺っております。施設の概要につきましては、構造が木造2階建て1棟8戸でして、延べ床面積が約472㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付がござ

いました。また、隣接農地は所有者の土地のため、同意書の添付はございません。また、届出地のその他ほか3筆ですが、安倉中(地番)、畑、177㎡と(地番)、こちらも畑で30㎡と(地番)、こちらも畑で7.1㎡となっております。土地の位置図に関しては25ページを御覧いただき、今回該当する土地のところを着色地図でしておりまして、(地番)の右側、(地番)の上部部分に白い部分があると思うんですが、こちらが(地番)になりまして、今回の工事に当たってその上の建物を解体するに当たりまして、こちらの(地番)は農地のまま残っておるんですが、こちらに進入路として使うために砂利敷きがしておりましたので、そちらを現地調査の際に確認いたしまして、代理人の業者に進入路として利用するための一時転用の届出をするようにということで手続の案内をしておりますので、また来月か再来月かの御報告で一時転用の報告をさせていただくことになると思います。

続いて2件目です。届出者が(住所)、(氏名)さんほか1名、届出地が口谷西(地番)、ほか3筆で、地目が畑です。地積が4筆合計で2,661㎡です。転用目的は住宅用地とするため、造成期間が令和8年9月1日から90日間、建物の建設期間が令和8年12月1日から300日間となっております。施設の概要ですが、木造3階建て1棟9戸が1つと、木造2階建て3棟の合計がこちらが22戸となっております。合計4棟建つ予定となっております。面積が延べ床面積として455㎡となっております。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付と隣接農地はないため同意書の添付はございません。届出地ですが、その他ほか3筆として口谷西(地番)、畑、980㎡と(地番)、畑、543㎡と(地番)、こちらも畑で935㎡となっております。また、届出者のほか1名ですが、同じく(住所)の(氏名)さんとなっております。説明は以上となります。

○阪上会長 説明は終わりました。地区担当委員の意見をいただきたいと思います。まず1件目、田川委員、お願いいたします。

○田川委員 申請があった際に現地を見に行きましたが、取りあえず屋根がなく既存の建物は解体されているのを確認しました。問題ないと思います。

○阪上会長 ありがとうございます。続きまして2件目、阪上委員さん、お願いいたします。

○阪上委員 今回の案件の隣接も同じ方の土地になっていまして、このたびの転用についても地元水利組合と話もしていますので、問題ないと思います。

○阪上会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。特にないようですので、承認いたします。続きまして、報告第2号について報告します。事務局からお願いをします。

○事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定に準じた農地の一時転用に係る終了届の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定に準じた農地の一時転用に係る終了の届出がありましたので、報告します。

まず届出者ですが、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)の(氏名)さんです。届出地が長尾町(地番)、地目は畑、地積が211㎡で、耕作者は(氏名)さんです。転用目的は迂回路で、造成期間が令和7年10月7日から令和8年7月24日まで。権利の種類は賃借権です。その他としまして、今回のこの一時転用ですが、近隣の住宅開発に伴う迂回路として利用することによって一時転用の届出が出ておりました。一時転用の届出ですけれども、令和7年11月1日から令和8年5月31日まで利用することによって届出をいただいたので、2025年の10月総会にて報告をさせていただいていたんですが、令和8年5月21日に期間を延長したいということで延

長届が出まして、その際令和8年6月1日から令和8年7月31日まで使いたいということで、2026年6月総会で報告をさせていただいておりました。今回令和8年7月24日をもって、農地に原状回復したという届出がありましたので、7月30日に届出を受け付けさせていただきました。

○阪上会長 地区担当委員の意見をいただきたいと思います。金岡委員、お願いいたします。

○金岡委員 特に問題ありません。

○阪上会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

○事務局 事務局から補足ですが、今スライドに出ている写真が終了届が出た後の写真になっております。一応迂回路として使っていたところを農地として使えるような状態になっております。報告させていただきます。

○阪上会長 特にそのほかないようですので、承認とします。続いて、報告第3号について、報告します。事務局から説明します。

○事務局 報告第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願があったもののうち、専決により証明書を交付したもののについて、報告します。

まず1件目が、申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和5年7月7日から令和8年7月1日。耕作面積が604㎡で、納税猶予地が同じく604㎡の1筆となっております。こちらの申請地が口谷西(地番)の畑となっております、こちらは植木を植えておられました。

2件目、申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和5年8月19日から令和8年7月1日までです。耕作面積が424㎡で納税猶予地も1筆の424㎡となっております。申請地が口谷東(地番)の畑となっております、こちらは果樹と畑として使っておられました。

3件目、申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和5年8月8日から令和8年7月1日まで。耕作面積が218㎡となっております、納税猶予地も同じく1筆の218㎡です。申請地が安倉西(地番)の田となっております、こちらは果樹を植えておられました。

続いて4件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和5年7月26日から令和8年7月1日まで。耕作面積が3,164㎡で、納税猶予地は3筆で3,164㎡です。申請地が境野字(地番)、田、588㎡と境野字(地番)、田、1,720㎡で、こちら2筆は畑をされておられまして、63番、田、856㎡は肥培管理をされておられました。

続いて5件目です。申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和5年7月11日から令和8年7月21日。耕作面積は1,794㎡で、納税猶予地は5筆で面積は同じく1,794㎡です。申請地の内訳ですが、小林(地番)、田、908㎡、こちらは果樹と畑でした。(地番)、田、343㎡、(地番)、田、441㎡、(地番)、田、30㎡、(地番)、田、72㎡、こちらは肥培管理でした。

続きまして6件目です。申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和5年7月14日から令和8年7月22日までです。耕作面積は1,020㎡で、納税猶予地は1筆で面積は同じく1,020㎡です。申請地が長尾町(地番)、田で、こちらは苗木をされておられました。

では、最後7件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和5年7月11日から令和8年7月22日まで。耕作面積が2,879.36㎡で、納税猶予地は合計5筆で納税猶予の面積は2,791.02㎡です。申請地の内訳ですが、口谷西(地番)、田、面積が281㎡のうち192.66㎡、こちらは植木をされておられました。口谷(地番)、田、525㎡、(地番)、田、228㎡、こちらは水稻をされておられました。(地番)、田、1,568.36㎡、こちらは植木をされておりました。(地番)、畑、277㎡、こちらは水稻をされておられました。説明は以上です。

○阪上会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。特にないので、承認とします。続きまして、報告第4号について報告します。事務局からお願いいたします。

○事務局 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出取下願の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について取下願があったもののうち、専決により処分したもののについて、報告します。

届出者が譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)の(氏名)さん。届出地が山本丸橋(地番)ほか1筆、地目は田、地積が2筆の合計で825㎡です。転用目的は、貸しコンテナ(トランクルーム)で権利の種類が使用貸借権となっておりました。今回の案件ですけれども、令和8年4月23日に届出がありまして、令和8年の5月総会で報告をさせていただきました。その後(氏名)さんから届出を取り下げたいということで、7月8日に申出がありました。取下の事由としては、資材費の高騰により事業が成り立たなくなったと聞いておりますので、本日御報告をさせていただきます。説明は以上です。

○阪上会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ありませんでしょうか。特にないので、承認いたします。以上で本日の議事は終了いたしました。これをもちまして、令和8年第2回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

7 番(会長) 阪上 勝弥

3 番

4 番

(農地利用最適化推進委員) 1 番